

## ～セクシュアル・ハラスメント等による 精神障害に関する相談窓口をご利用ください～

セクシュアル・ハラスメントなど職場のストレスによる精神障害の労災請求に関して、専門調査員（臨床心理士）による相談窓口を次のとおり設置していますので、ご利用下さい。

なお、相談日及び場所に変更となる場合がありますので、ご相談の際には、事前にお問い合わせ下さい。

○ 相談日（毎月）

第2火曜日 9：00～12：00

第4火曜日 9：00～12：00

○ 場 所 島根労働局 小会議室2

（松江市向島町134番10

松江地方合同庁舎5階）

（お問い合わせ先）

〒690-0841

松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎 5階

島根労働局労働基準部労災補償課

電 話 0852-31-1159

FAX 0852-31-1163